

東京農業大学と瀬戸内町との包括連携協定書

東京農業大学（以下「甲」という。）と瀬戸内町（以下「乙」という。）は、相互に連携、協力するため、次により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域社会の発展と人材育成のため、産業振興、まらづくり等様々な分野において相互に協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 環境共生型産業（健康、食糧、エネルギー、環境など）の振興のための連携
- (2) 教育、文化領域の発展のための連携
- (3) 持続する発展に寄与する人材育成のための連携
- (4) まらづくりのための連携
- (5) 自然環境利活用型の地域振興及び地域間交流活動にかかわる連携
- (6) いやしの島づくりのための連携（アイランドセラピー、トラソセラピー）
- (7) 健康サービス産業創出のための連携
- (8) 第1次産業（特に奄美の農産物の開発）の振興のための連携

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、1年ごとに自動的に更新するものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目、その他の事項について、甲乙双方で協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、甲乙その1通を所持する。

平成18年6月27日

甲 東京都世田谷区桜丘1-1-1

東京農業大学 学長 大澤 貫寿

大澤 貫寿

乙 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

瀬戸内町長 義永 秀親

義永 秀親

